

決 裁 欄	課 長	課長補佐	係 長	係 員

公害防止事前指導届出書

熊本市公害防止事前指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物(事業所)の名称 <small>※仮称で可</small>			
建 築 場 所	熊本市		
建 築 種 別	新築・棟別新築・増築 用途変更(⇒)・その他		
建 物 の 構 造 等	()造・()階建		
用 途 地 域		建築物の用途	
敷 地 面 積	㎡	延床面積	㎡
業 種			
建 築 確 認 申 請 者 (建 築 主)	住所 氏名 TEL() -		
設 計 者	住所 氏名 TEL() -		
工 事 施 工 者 <small>※決定していれば記入</small>	住所 氏名 TEL() -		
工 事 着 工 予 定 日	年 月 日	使用開始予定	年 月 日
公害防止対策審査書	別紙1		
付 近 の 見 取 図	別紙		
配 置 図 及 び 平 面 図	別紙 (施設設備等については、設置場所、能力を記入する。)		
特 定 施 設 等 の 届 出	大 気 汚 染 防 止 法	要	不要
	騒 音 規 制 法	要	不要
	振 動 規 制 法	要	不要
	ダイオキシン類対策特別措置法	要	不要
	熊本県生活環境の保全等に関する条例	要	不要
	届出用紙配布済み 大 騒 振 ダ 条例		
備 考			

※ 上記表中の太線枠内のみ、ご記入ください。

公害防止事前指導の手続き

(H12. 4月～)

建築主等 (建築主、建築設計者、建築施工者等)

- ・ 建築確認申請のため建築指導課へ

建築指導課

- ・ 環境政策課で公害防止事前指導を受けるよう指示を受ける
- ※ 専用住宅、共同住宅及び仮設建築物の建築主は除く (ただし、店舗、事務所併用住宅は公害防止事前指導の対象)
- ※ 熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱対象建築物の項第3号に該当する共同住宅については、熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱実施要領第7項に規定する関係機関協議書により協議

環境政策課

- ・ 公害防止事前指導届出書、公害防止対策審査書に記入し、付近見取図、配置図及び平面図を添付し、環境政策課にそれぞれ2部提出し指導を受ける
- ・ 公害防止事前指導届出書に受付印を押してもらい、一部 (控) は建築主等が保管しておく
- ・ 建築主等は事前指導後、建築確認申請事前調査報告書の公害防止の届出欄に日付と指導内容の記入と指導を行った職員の印を押してもらう

建築指導課又は指定確認検査機関

- ・ 建築主等は建築確認申請事前調査報告書を添付した建築確認申請書を建築指導課又は指定確認検査機関に提出する

公害防止対策審査書

本審査書は、建造物の建築に際し実施する建設作業の内容及び建築しようとする建築物の設備等について、公害防止対策の観点から審査するものです。

建築主において、該当する□欄に黒色又は青色にてレ印を付してください。

本審査書に記入した公害防止対策については、必ず実施するとともに、届出が必要な事項については指定された期限内に届出をしてください。

《特定建設作業、アスベスト除去等工事、建築現場での作業の状況》

1 解体作業

- 無し
- 有り
 - 手作業による解体
 - ニブラを使用
 - 削岩機を使用 ⇒騒音規制法による特定建設作業の届出が必要
 - 解体施設にアスベストの使用有り ⇒大気汚染防止法による特定粉じん等排出作業の届出が必要

2 掘削作業等

- なし
- 有り
 - スコップ等による手堀
 - 掘削機を使用
 - 指定機種 ⇒熊本県生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の届出が必要
 - 指定機種外 ⇒騒音規制法による特定建設作業の届出が必要

3 くい打ち作業、土留め作業

- 無し
- 有り
 - アースオーガーを併用 ⇒振動規制法による特定建設作業の届出が必要
(打ち込み作業を伴うものに限る。)
 - くい打ち機、くい抜き機を使用 ⇒騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出が必要
 - 現場打ち

※建築主、工事施工者への注意事項

以下の点について注意してください。

- ① 特定建設作業の届出は、元請け業者が作業開始の日の7日前までに届け出する。
- ② 特定建設作業(夜間作業は原則禁止)以外の夜間の作業について、可能な限り実施しない。
- ③ 特定粉じん排出等作業の届出は、元請け業者が作業開始の日の14日前までに届け出する。
- ④ 工事の騒音、振動、粉じん等について付近住民の迷惑とならないよう配慮する。
- ⑤ 付近住民には、事前に工事概要等を周知し、できるだけ了解を求めるよう努める。

8 楽器・スピーカー等の音響機器の使用（ラジカセ、拡声器、店内放送を含む。）

- 無し
- 有り（熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号）第58条の規定（拡声器の使用の制限）を遵守する。）

9 車庫・駐車場等の設置

- 無し
- 有り
 - 夜間又は早朝に多く使用する場合は、駐車場に騒音対策を講じる。
 - カーステレオ、ラジオ等の使用、エンジンのふかしすぎ、不用なアイドリング、ドアの開閉による擬音については、付近住民の静穏な生活環境を損なうことがないよう、利用者に協力、自粛を求める。

10 屋外照明設備の設置

- 無し
- 有り（照射時間、角度等は付近住民の生活や天体観測に悪影響とならないように考慮する。）
※サーチライトやレーザー光など特定の対象物以外の照射は禁止。

11 悪臭の防止

- 飲食店の排気は、悪臭源（焼き鳥、ニンニク、焼き魚等）となることがあるので、排気が直接付近の住宅に影響しないよう、換気扇の排気口の向き等には十分注意する。
- シンナー、トルエン等揮発性の塗料、溶剤を使用する工場、事業場は、外部に臭気が漏れないよう対策を講じる。

〈 前記ア～キの区分 〉

- ア 熊本県生活環境の保全等に関する条例第44条（第46条）による届出が必要（特定施設の設置工事の30日前までに届け出する。）
- イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第6条（第8条）による届出が必要（特定施設の設置工事の30日前までに届け出する。）
- ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第6条（第8条）による届出が必要（特定施設の設置工事の30日前までに届け出する。）
- エ 熊本県生活環境の保全等に関する条例第9条による届出が必要（特定施設の設置工事の60日前までに届け出する。）
- オ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条による届出が必要（特定施設の設置工事の60日前までに届け出する。）
- カ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条（第13条）による届出が必要（特定施設の設置工事60日前までに届け出する。）
- キ 熊本県生活環境の保全等に関する条例第54条による届出が必要（特定作業開始の30日前までに届け出する。）

《参考》

1. 騒音の規制基準

騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例、熊本市公害防止条例に基づく規制基準は以下のとおりです。

区域	時間	午前6時から	夜
	昼 午前8時から 間 午後7時まで	朝 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 間 翌日午前6時まで
第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	60dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB

(注)1 騒音の規制基準は、法律又は条例により、すべての工場、事業場の敷地境界において適用されます。

2 区域については、「規制地域一覧」をご参照ください。

2. 振動の規制基準

振動規制法に基づく規制基準は以下のとおりです。

区域	時間	昼 午前8時から 間 午後7時まで	夜 午後7時から 間 翌日午前8時まで
	第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB	

(注)1 振動の規制基準は、特定施設を設置する工場、事業場の敷地の境界において適用されます。

2 区域については、「規制地域一覧」をご参照ください。

3. 規制地域一覧

原則として、下記のとおりになります。

都市計画法の用途区分	騒音の規制基準	振動の規制基準
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第2種区域	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域外	第3種区域	第2種区域
工業地域 工業専用地域 臨港地区	第4種区域	
無人島	適用除外	

(注)規制地域の詳細は、熊本市ホームページ、または環境政策課でご確認ください。

不明な点や届出用紙は、熊本市役所(7F)環境政策課まで。
 担当:環境政策課 環境保全班
 TEL:(096)328-2427(直通) FAX:(096)359-9945